

令和8年5月19日

保護者様

八王子市立高嶺小学校
校長 西村 実

八王子市立高嶺小学校 いじめ防止基本方針

保護者の皆様におかれましては、益々御清祥でお過ごしのこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、国の「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策推進条例」、「八王子市いじめ防止基本方針」に基づき、下記の通り、「学校いじめ防止基本方針」を策定していますので、お知らせいたします。

記

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは決して許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。いじめ事案への対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携）（いじめの認知報告書等を活用した八王子市教育委員会との連携など）の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

2 いじめ対策のための校内組織

校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・SC等からなる、いじめの防止等の対策のための組織「高嶺小学校いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は、全教職員で定期的に週1回開催し、臨時の委員会は委員会メンバーで実施する。

3 未然防止や早期発見・早期対応のための措置

(1) 学校全体としての取り組み

	児童にかかわること	保護者との連携・依頼
いじめの未然防止 (いじめが起きにくい風土作り)	<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通した人権尊重教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力の育成 ○コミュニケーション能力を育み、規律のある態度で授業や学校行事に主体的に参加し、活躍できる場所づくりの意図的な設定 ○「わかる」「できる」授業を行う ○児童が安心して、自己有用感、充実感をもてる学校、学級づくりと体験活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○何でも話せ、相談できる親子関係の構築 ○友達のよいところを見付ける ○「早寝、早起き、朝ご飯」の健康な体づくり ○家庭、学校、社会のルールへの尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係づくり ○学校運営協議会（子ども保護者支援部）の相談窓口の周知 ○「子ども見守りシート」の活用
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけ ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○SOSの出し方に関する教育 ○定期的なアンケート、個別面談での情報提供 ○SCによる相談活動の充実 ○児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○持ち物、服装の汚れや破損、紛失、ケガのチェック ○日常的な子供との会話の中で気になることに気付く ○学校の話をしなくなる子供への対応と学校へ行きたがらなくなる子供への対応等 ○学校への情報提供保護者面談の実施 ○「子ども見守りシート」の活用

いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ (ぶつかる、叩く、蹴るなど)	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が組織的に対応する。 ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教師による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○保護者の主訴を正しく理解し、対応する ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、加害児童から子どもを守る体制づくりの取り組みに対して納得してもらうまで説明し、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○速やかに止めに入り、暴力は暴力としてやめさせる ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	暴力を伴わないいじめ (からかい、仲間外し、無視、金銭強要、器物損壊など)	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とSC等による適切な初期対応 ○被害を継続させない全教員による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○保護者の主訴を正しく理解する ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みを納得してもらうまで説明し、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○SC、SSW、子供家庭支援センター、警察、児童相談所等と連携し、問題の解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○加害行為と深く関わるストレスの減少に努力することに協力してもらう ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	行為が明確でないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○被害を継続させない全教師による体制づくりの確認 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○保護者の主訴を正しく理解する ○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取り組みを納得してもらうまで説明し、協力してもらう
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」毅然とした指導で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る ○SCや全教員による継続したいじめ防止体制を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞く ○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応を伝える
直接関係がない児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供がかかわっていなくとも、いじめにかかわる情報があつた場合は、学校に連絡するよう伝える ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意思を育てていく 	

(2) 家庭や地域との連携

① 各家庭での取り組み	○自分の子供に関心を持ち、子供のストレスや不安に早期に気づくことのできる親であること ○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること ○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること ○自分がされたくないことは、人にもしないという、相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること
② 地域での取り組み	○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し地域の教育力を高めていく ○子供たちへの積極的なあいさつ、声かけの励行 ○地域行事への子供たちの積極的参加を保護者にも呼びかける ○気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する

4 重大事態への対処

(1) いじめ対策委員会による調査

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携して重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

(3) 関係機関との連携

- (ア) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、八王子市教育センター、八王子市子ども家庭支援センター、東京都八王子児童相談所、医療機関等、関係機関と連携して対応する。
- (イ) いじめ内容が犯罪行為として扱われる場合は南大沢警察と連携し対応する。
以上、教育委員会、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (ウ) 加害児童の人格を否定するのではなく行為について、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携し、当該児童・生徒が抱える問題の解決を図る。

5 学校評価の実施

- ・いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校評価・第三者評価と併せて改善を行う。

6 その他

- ・教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るため、年3回の校内研修を行う。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会で、生活指導上の問題の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・学期に1回友達アンケートを実施し、実態を把握する。
- ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻[学校の取組編]東京都教育委員会（令和3年2月）のP94を参照するなどして、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ・学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- ・入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用するとともに、いじめの早期発見に努める。

7 学校いじめ対策委員会の年間活動計画

- ・「学校いじめ対策委員会」の年間の活動計画を作成する。
- ・毎週金曜日に開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に行う。
- ・児童の問題行動又はその前兆行動があり、情報交換等が必要と判断された時に開き、問題行動等を起こす児童及び該当児童の保護者に対する具体的な支援策の検討並びに実施を行う。

8 相談窓口の紹介

- ・「東京都いじめ相談ホットライン」（0120-53-8288）